大阪府条例第　　　号

　　　職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

　職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表（第二条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 非　違　行　為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
| （略） | （略） | （略） |
| 六十三 | 公共の場所又は乗物における痴漢行為、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着の盗撮、人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態でいるような場所における当該状態にある人の姿態の盗撮等（以下「卑わいな行為」という。）をすること。 | （略） |
| 六十四 | 六十三の項のうち、常習的に卑わいな行為をすること。 | （略） |
| （略） | （略） | （略） |

 | 別表（第二条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 非　違　行　為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
| （略） | （略） | （略） |
| 六十三 | 公共の場所若しくは乗物又は不特定若しくは多数の者が出入りし、若しくは利用するような場所若しくは乗物において痴漢行為、盗撮等をすること。 | （略） |
| 六十四 | 六十三の項のうち、常習的に痴漢行為、盗撮等をすること。 | （略） |
| （略） | （略） | （略） |

 |
|  |  |

　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行する。